平成２８年（フ）第２６０９号
埼玉県川口市上青木西１丁目８―21　第五秋葉ビル４―Ｃ
債務者　渡辺　聖幸
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６１０号
東京都大田区大森東５丁目16―３―106
債務者　大嶋　洋一
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６１８号
東京都杉並区阿佐谷北３丁目11―17　ユーキハイム２Ｆ
債務者　山中　　馨
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２２号
東京都荒川区南千住４丁目７－３―2310
債務者　阮　　曄
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２５号
東京都調布市深大寺北町５丁目３―14―201
債務者　相樂　浩和
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２６２６号
東京都調布市深大寺北町５丁目３―14―201
債務者　相樂すばる
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１４１７号
大阪府寝屋川市三井が丘３丁目４番14―204号、前住所大阪府寝屋川市三井南町20番４号（202号）
債務者　山本真里子
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１５６７号
大阪市鶴見区今津南１丁目６番19―1003号
債務者　渡部　征史
1　決定年月日時　平成28年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８２号
静岡市葵区田町２丁目161番地の９　加藤方
債務者　池ヶ谷善四郎
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年６月14日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第９１７号
福岡県糟屋郡宇美町ゆりが丘２丁目18番１号
破産者　株式会社タカトー
1　決定年月日　平成28年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第８７号
長野市上松４丁目45番８号
破産者　有限会社内田電業
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１２８号
福岡県春日市千歳町１丁目34番２
破産者　ライフパートナーズ・21株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１０８６号
福岡県太宰府市吉松３丁目３番８号
破産者　電測スヤマ株式会社
1　決定年月日　平成28年４月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２０６号
茨城県石岡市三村2395番地の26
破産者　有限会社菅谷レッカー
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２４号
埼玉県越谷市南越谷２丁目２番12号
破産者　株式会社ＴＮＣ
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第４４６号
埼玉県八潮市中央３丁目28番地６
破産者　東京テキスタイル株式会社
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５９６号
埼玉県草加市氷川町2179番地30
破産者　株式会社タクミ工業
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第８３７号
広島市南区段原南１丁目25番８号
破産者　有限会社壱番館
1　決定年月日　平成28年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６７号
石川県白山市村井町698番地１
破産者　石川中央物流株式会社
1　決定年月日　平成28年４月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所民事部